

豊川サッカー協会交通費支給規程

第1条（目的）

この規程は、豊川サッカー協会（以下、本協会という。）における、交通費の支給について定めたものである。

第2条（交通費を受給できる者）

- 1 交通費を受給できる者は、本協会の理事及び役員とする。
- 2 1以外の者であっても、それに準ずる役割を果たし、理事会にて認められた者は対象とする。

第3条（交通費を支給できる活動）

- 1 交通費を支給できる活動は、本協会の事業計画に記載されているものとする。
- 2 1以外であっても、理事会にて認められた活動は対象とする。

第4条（交通費の支給額）

支給額は、次のとおりとする。但し、予算の範囲内とする。

- ①東三河地域内の活動は、半日 500 円、1 日 1,000 円（半日 500 円＋弁当代を含む諸雑費 500 円）を上限とする。
- ②東三河地域外の活動及び審判派遣等は、その都度、距離、時間を考慮した実費相当分の金額とする。

第5条（支給方法と受取）

本協会は、受給者に対し領収書と引換えで支給するか、または受取書に受取サイン（自署）して支給する方法により、現金にて交通費を支給する。

第6条（その他）

交通費の支給について、上記に定めのない事項は、理事会にて決定するものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。